

温水システム契約

(選 択 約 款)

福島支社・茨城支社・茨城南支社地区

2019年10月1日実施

東 部 瓦 斯 株 式 会 社

登 録 番 号 A 0 0 2 6

番号	年月日	内容	説明
1	平成 29 年(2017 年)4 月 1 日	制定	改正ガス事業法の施行に伴う制定
2	2019 年 10 月 1 日	改定	消費税率の変更(8%から 10%)に伴う料金改定

目 次

1. 対象となるお客さま	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	2
7. 使用量の算定	3
8. 料金	3
9. 延滞利息	3
10. 単位料金の調整	4
11. 名義の変更	5
12. 解約	6
13. 設置の確認	6
14. その他	6

付則

1. この選択約款の実施期日	7
----------------	---

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	8
2. 料金表	10

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社の託送供給約款で定める別表第1の福島支社エリア、福島支社平事業所エリア、茨城支社エリア、茨城南支社エリア、茨城南支社守谷事業所エリアに位置付けられ、かつ、4.の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は次のとおりといたします。

- (1) 「温水システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する専用の温水暖房熱源機により放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。ただし、浴室乾燥機のみは除きます。
- (2) 「その他期」とは、5月分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間をいい、「冬期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から翌年の4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。

- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (5) 「単位料金」とは、10. に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。

4. 適用条件

この選択約款は、温水システムを一需要場所に設置するガスメーターの能力（ガス小売供給約款及び他の選択約款による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さまについては、そのガスメーターの能力の合計とします。）が40立方メートル毎時以下の需要場所で使用する場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは、所定の申込書を用いて当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間の満了前に解約された方が同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（(4)において同じ）
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社とその他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、本項の定めによらずガス使用の申し込みを承諾できない場合があります。
- (7) 当社は、(3)から(6)によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

6. 契約期間

- (1) 新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立日後、最初のガス小売供給約款に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）の翌

日を契約開始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日とします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

- (2) 新たにこの選択約款に基づき契約を締結した場合の契約期間は、使用開始日から使用開始日以降に到来する4月の定例検針日(以下「満了日」といいます。)までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立ってお客さまから解約の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、満了日の翌日からその後到来する4月の定例検針日まで継続され、以降も同様といたします。
- (4) (3)に基づき契約期間を更新する場合は、契約締結前の書面交付については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、契約締結後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して、7.の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目(以下「支払期限日」といいます。)までにお支払いいただきます。ただし、支払義務発生の翌日から起算して30日目がガス小売供給約款に定める休日(以下「休日」といいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金をお支払いにならない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

② 料金を支払期限日の翌日から 10 日目までに支払われた場合

(2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものとします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274
パーセント(1円未満の端数は切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表 1. (3)のとおりといたします。

(3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づき、あわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1. (4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

= 基準単位料金 + 0.085 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1 立方メートルあたり)

= 基準単位料金 - 0.085 円 × 原料価格変動額 / 100 円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トンあたり)

78,400 円

② 平均原料価格 (トンあたり)

別表 1. (4)に定められた各 3 か月間における卸供給契約による購入ガスの原料トンあたり平均価格と貿易統計の数量及び価額で算定したトンあたり LNG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)及びトンあたり LPG 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたしま

す。)を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{卸供給契約による購入ガスの原料トンあたり平均価格} \times 0.5930 \\ &+ \text{トンあたりLNG平均価格} \times 0.4021 \\ &+ \text{トンあたりLPG平均価格} \times 0.0053 \end{aligned}$$

(備考)

卸供給契約による購入ガスの原料トンあたり平均価格、トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社の支社及び事業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの選択約款に基づく契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

12. 解約

- (1) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更ある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、5.(3)の規定によりその後の締結にあたって制限を受ける場合があります。
- (2) お客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、4.の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (3) (1)(2)による解約の申し出があった場合、契約終了日をもってこの選択約款に基づく契約を終了いたします。契約終了日は申し出が相手方に到着した日(以下「解約申出日」といいます。)といたします。ただし、同一需要場所で、この選択約款に基

づく契約の解約と同時にガスの小売供給約款、又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合（5.（3）の規定によりその後の締結に制限を受ける場合があります。）は、契約終了日は解約申出以降の最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日と定例検針日が同日の場合は、解約申出日を契約終了日といたします。

- (4) お客様がガス使用契約を解約し、新たに他のガス小売事業者から都市ガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者からの依頼を当社（導管部門）を介して受け、お客様とのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者からお客様へのガスの供給を開始するために実施される検針日を解約日といたします。

13. 設置の確認

- (1) 当社は、温水システムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、温水システムの設置場所への立入りを承諾していただきます。

万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

- (2) 温水システムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2019年10月1日から実施します。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日までの間に属する料金算定期間の料金は、改定前の旧約款（2017年4月1日実施）に基づき算定するものといたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は 10. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

金を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

	その他期	冬 期
1 か月につき	2,794.00 円	4,290.00 円

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	125.12 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金を基に、10.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。